

令和4年度

定期監査報告書

洲本市監査委員

令和4年度定期監査報告書

1. 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査

2. 監査の対象

(1) 対象事務

令和3年4月1日から令和4年10月31日までの財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納保管、財産管理事務）及び所管事務から選定した。

(2) 監査対象課

都市整備部（用地課、建設課、都市計画課、下水道課）

3. 監査の着眼点

監査対象となった事務が法令に適合し、適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

4. 監査の実施内容

(1) 監査実施日

令和5年1月24日（火）

(2) 監査場所

洲本市役所4階 403会議室

(3) 監査方法

監査にあたっては洲本市監査基準に基づき、監査対象課から提出された資料及び令和3年度文書リスト（確定分）を参考に対象事務に係る簿冊を選定し、簿冊の閲覧、計算突合及び関係職員への質問等により実施した。

5. 監査執行者

監査委員 真野 陽一

監査委員 笹田 守

6. 監査対象課の概要（令和4年10月31日現在）

（1）都市整備部 用地課

ア 人員について

用地課は、課長以下9人で、課長補佐1人、総務管理係4人、用地開発係3人、国道バイパス推進室4人（兼務を含む）の職員が配置されている。

イ 主な事務分掌

- ・ 所管する公園に関する事
- ・ 洲本バスセンターの管理に関する事
- ・ 災害復旧に伴う部内調整に関する事
- ・ 所管する法定外公共物の財産管理に関する事
- ・ 古茂江港に関する事
- ・ 市道、橋梁及び準用河川の財産管理に関する事
- ・ 屋外広告物に関する事
- ・ 洲本港の小型船舶係留施設に関する事
- ・ 県受託事業に関する事
- ・ 港湾統計に関する事
- ・ 事業用地の取得・補償等、交渉・契約締結に関する事
- ・ 県事業の用地取得、補償に関する事
- ・ 取得用地及び未登記財産等の登記に関する事
- ・ 国道バイパス等に関する事

ウ 所管施設について

用地課は、市民広場・炬口児童公園・曲田山公園・住吉公園を所管している。また、用地課の所管施設ではないが、県所管公園（中浜公園・都志港緑地公園・角川公園）の受託及び、県受託施設（由良港湾排水機場・海岸保全施設（高潮ゲート等）・陀仏川樋門）の管理を行っている。

（2）都市整備部 建設課

ア 人員について

建設課は課長以下10人で、課長補佐2人、建設係4人、補修係2人、会計年度任用職員1人の職員が配置されている。

イ 主な事務分掌

- ・ 道路網の整備計画及び事業推進に関する事
- ・ 国道バイパスに関する事
- ・ 河川、港湾及び海岸整備に関する事
- ・ 河川、港湾及び海岸の維持補修に関する事
- ・ 高潮対策の推進に関する事
- ・ 治水対策に関する事

- ・急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する事
- ・県受託事業に関する事
- ・公共土木災害復旧に関する事
- ・道路の維持補修に関する事
- ・橋梁の維持補修に関する事
- ・道路台帳の整備に関する事
- ・交通安全施設整備に関する事

ウ 所管施設について

建設課の所管施設はない。

(3) 都市整備部 都市計画課

ア 人員について

都市計画課は、課長以下 10 人で、課長補佐 3 人（うち係長兼務 1 人）、都市計画係 3 人、住宅政策係 4 人が配置されている。

イ 主な事務分掌

- ・都市計画に関する事
- ・都市計画事業等に関する事
- ・まちづくりに関する事
- ・都市公園に関する事
- ・土地利用及び土地取引等に関する事
- ・建築確認・建築物等の建築規制に関する事
- ・市有建物等の営繕に関する事
- ・開発行為等に関する事
- ・市営住宅等に関する事
- ・住宅政策等に関する事

ウ 所管施設について

都市計画課は市営住宅（34 箇所）及び特定公共賃貸住宅（7 箇所）を所管している。

(4) 都市整備部 下水道課

ア 人員について

下水道課は課長以下 7 人で、課長補佐 1 人（係長兼務）、業務係 4 人、施設係 2 人（兼務含む）の職員が配置されている。

イ 主な事務分掌

- ・下水道等の整備に関する事
- ・下水道等の計画に関する事

- ・下水道の負担金及び分担金並びに使用料に関する事
- ・下水道の推進に関する事
- ・下水道の経営に関する事
- ・排水設備の指定及び登録に関する事
- ・下水道施設の維持管理に関する事
- ・排水設備に関する事
- ・下水の水質規制に関する事

ウ 所管施設について

下水道課は汚水処理施設として、洲本環境センター・五色浄化センター・神陽台コミュニティプラント、雨水処理施設として洲浜ポンプ場、物部ポンプ場、炬口ポンプ場、中島ポンプ場、都志万歳ポンプ場、都志住吉ポンプ場を所管している。

7. 監査の結果

今回の監査結果は次のとおりである。

(1) 都市整備部 用地課

●収入事務について

ア 法定外公共物使用料について

用地課の法定外公共物使用料は、公共の用に供されている道路、河川、水路、ため池、堤等のうち、道路法や河川法等の規定が適用されない公共物で、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づき、洲本市が国から譲与を受けたものの使用料である。

許可の期間は5年以内となっており、電柱等の長期にわたり設置する必要がある工作物、施設等については、10年を超えない範囲で許可の期間を定めている。

使用料は、許可を行った年度は許可時に、以降は各年度の初めに徴収する。また、公共性が高い工作物等については、使用料及び採取料の減額又は免除することができる。

法定外公共物の使用料について使用申請書を抽出し確認したところ、洲本市法定外公共物の管理に関する条例別表の区分により調定していることを確認した。

また当該使用料は、財務会計システムより出力された納入通知書を使用者に送付し、収納は財務会計システム及び調定簿を照合することにより確認している。当該使用料は島外の納入者が多く、送付している納入通知書では払い込みの際に振込手数料が発生している状況である。

令和3年度における法定外公共物の使用許可は131件（新規15件、継続許可116件）で、使用料は調定額938,140円に対し収入済額は818,020円で、収入未済額は120,120円であった。収入未済額は前年度からの滞納繰越分で、うち80,080円を不納欠損としている。不納欠損は洲本市債権の管理に関する条例第14条による消滅時効の完成によるものだが、決裁文書を確認したところ、滞納開始や経緯につい

ての記録はあるが、滞納発生については年月までの記載であり、督促年月日については記載がなく消滅時効の起算日が不明瞭であるため、詳細を記録するよう改善されたい。

イ 洲本バスセンター使用料及び共益費並びに水道光熱費について

洲本バスセンターの使用料は、その専用使用者に対し洲本バスセンターの設置及び管理に関する条例別表に定める区分により、当月分を当月末までに徴収するものである。なお、一部行政財産の使用許可にかかる使用料が含まれている。

バスセンターの使用料は以下の通りで、令和4年7月1日から改正されている。

区分	使用料		その他
	R4. 6. 30 まで	R4. 7. 1 以降	
事務所 (1㎡当たり)	4,000円	3,000円	売店又はその他に該当しない専用使用
売店 (1㎡当たり)	4,000円	2,000円	飲食店、土産物店その他規則で定める小売店による専用使用
その他 (1㎡当たり)	3,000円	3,000円	自動販売機又はコインロッカーの設置その他の共用部分の専用使用

令和3年度は、年間を通した使用が5件、短期間の使用が2件あり、その使用料は6,045,086円で収入未済額はなかった。

また使用料のほか光熱水費等の実費徴収金及び共益費を翌月の使用料と併せて徴収している。実費徴収金は共有部分及び専用使用にかかる使用量に応じて算定、共益費は専用面積1㎡あたり500円を徴収している。金額の根拠の資料は今回提出された資料では確認できなかった。

バスセンター使用料は財務会計システムから出力した納入通知書により収納し、財務会計システム及び調定簿を照合することにより確認している。

関係簿冊を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

ウ 洲本港小型船舶係留施設使用料について

洲本港小型船舶係留施設使用料は、洲本港の小型船舶係留施設の使用に関する条例の定めにより、港内に洲本市が設置している小型船舶係留施設に船舶を係留する者に対し、1隻につき1か月5,100円の使用料を徴収するものである。令和3年度末時点で45バースのうち、34バース分の使用料を徴収している。

許可の期間は5年以内となっているが、必要がある場合は、許可の期間を更新することができる。

使用料は、許可を行った年度は、許可時に徴収している。以降、許可の期間が当該年度を超える場合の翌年度以降の使用料について、各年度の初めに年間使用料の納付書を送付し、徴収している。

令和3年度の使用料は調定額2,162,400円に対し、収入済額は2,101,200円で収入未済額が61,200円であった。収入未済額の61,200円は前年度からの滞納繰越分である。関係簿冊を確認したところ、滞納者に対し繰り返し督促した経緯を記録しているが、特定記録郵便により通知文書を送付した場合は引受受領証を添付するよ

う留意されたい。

●支出事務について

ア 曲田山公園他5公園清掃及び灌水業務委託について

この業務は、曲田山公園、市民広場、中浜公園、宇原中原公園、新都心用地、炬口児童公園の清掃及び公園内植栽等の灌水等の業務委託で、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の理由により、令和3年4月1日に随意契約を行っている。作業場所に応じて作業日及び人数が異なり、令和3年度の委託料は1,824,556円であり、毎月末の業務報告書により、完了検査を行っている。

関係簿冊を確認したところ、概ね適正に処理されていたが、この業務は公園ごとに定められた担当作業員により実施され、実施報告は各公園の担当作業員ごとに作成されている。1名が同日に複数箇所で行う、あるいは同じ公園を複数で担当する場合があります、担当課では毎月全ての公園及び作業者をまとめた一覧表で完了確認をした方が効率的と思われるので検討いただきたい。

イ 用地課所管の旧飲食施設にかかる建物劣化調査業務委託について

この業務は平成7年に建築のかつて飲食施設として使用していた対象建物について、漏水、仕上げ材の劣化等について目視、触手等の方法による調査を実施し、調査結果を基に修繕に要する概算費用の算出、及び紙図面のCAD化を行うものである。7社による指名競争入札により業者を選定、委託料は770,000円である。業務は令和4年3月28日に完了し、調査内容は報告書とデータCDで受け取り、同日に検査を行っている。

関係簿冊を確認したところ、概ね適正に処理されていた。なお、この建物は市民広場に隣接した利便性の高い場所に位置しているものの、現在有効な利用がなされていないため、この調査業務の結果を踏まえ、より積極的な活用の検討が望まれる。

ウ 陀仏川樋門維持管理業務委託について

この業務は、津波及び高潮・洪水による被害の軽減を目的とし、兵庫県が所管する陀仏川樋門の設備等の機能を常時適切な状態に保つよう管理運営業務を委託するもので、陀仏川樋門の操作盤が洲本環境センター内に設置されている等の理由で当該施設の包括管理をしている業者と随意契約を行っている。

契約期間は、洲本環境センターの契約と同様に令和6年3月31日までの4年間で、毎年度の委託料は580,800円、4年間で2,323,200円である。

毎月末に報告書の提出を受け、令和3年度は令和4年3月31日に1年間の業務完了報告を受け、同日に検査を行っている。関係簿冊を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

(2) 都市整備部 建設課

●支出事務について

ア 宮下橋橋梁補修工事について

この工事は、老朽化による損傷の激しい橋梁の補修を行うことを目的とし、令和3年9月21日に17社による制限付き一般競争入札により受託者を選定し、契約金額は32,131,000円であった。令和4年3月11日に、想定よりも多くあった橋のひび割れの工事及び、旧塗膜が含む特殊な成分の処分に係る運搬費が追加発生したこと等により、契約額を35,259,400円に契約を変更している。

工事は令和4年3月25日に完了し、令和4年3月28日に工事検査員による検査を行っている。

当業務について、関係書類及び実績確認書類等を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

イ 玉田線道路改良工事について

この工事は、地域の交通安全対策強化を目的として、市道の玉田線の道路改良を行うもので、19社による制限付き一般競争入札により業者を選定し、令和3年7月5日に31,152,000円で契約している。令和4年1月24日に工期の変更及び伐採木の処分が必要になったことにより、契約金額を31,810,900円に変更、令和4年3月30日に路盤工の施工及び交通誘導警備員の数量の変更が発生したことで、契約金額を30,390,800円に変更、令和4年6月29日に履行期間の変更、令和4年7月25日に埋設管の敷設工事のために契約金額を33,194,700円に変更し、合計で4回の契約変更を行っている。令和4年3月31日に工事の一部が完成し、該当部分の工事の検査を同日に工事検査員が行っている。全ての工事が完成したのは、令和4年7月29日であり、同日に工事検査員による検査を行っている。

当業務について、契約関係書類及び実績確認書類等を抽出し確認したところ、概ね適正に処理されていた。

ウ 古茂江港運河沿い緑地管理業務委託について

この業務は、古茂江港運河沿い緑地における除草、剪定等の維持管理を行うもので、6社による指名競争入札により業者を選定し、令和3年5月14日に1,100,000円で契約している。令和4年2月4日に木くず等の処分数量を前年度実績に基づいて3.6トンと見込んでいたが、実績で6.1トンとなったことにより、1,162,700円に契約金額を変更している。業務は令和4年2月28日に完了し、令和4年3月1日に検査を行っている。

当委託業務について、契約関係書類及び実績確認書類等を抽出し確認したところ、概ね適正に処理されていた。

エ 用地取得・物件補償管理システム導入委託について

この業務は、市の道路事業、収用事業等における用地取得に係るデータを一元的に入力・管理し、そのデータを基に事務管理・関係書類作成を行うためのシステムの導入するものである。当該業務については、令和3年8月26日に用地課で公募型プロポーザルを実施し、応募した1社について審査のうえ契約したものである。今回導入したシステムは、用地課に既設のパーソナルコンピューター2台にインス

トールされ、用地課職員が使用しているが、建設課所管の予算で執行している。これは、このシステムは主に道路改良業務における用地取得等に使用することによるものである。今後の保守費用が発生する見込みであり、建設課所管の予算から支出する予定である。令和4年3月25日に業務が完了し、システムの動作を確認することで、同日に検査を行っている。

当業務について、契約関係書類及び実績確認書類等を抽出し確認したところ、概ね適正に処理されていた。

(3) 都市整備部 都市計画課

●収入事務について

ア 市営住宅使用料及び特定公共賃貸住宅使用料について

洲本市内の市営住宅（34箇所）及び特定公共賃貸住宅（7箇所）に係る住宅使用料である。特定公共賃貸住宅とは特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）に基づき市が建設した中堅所得者向けの住宅である。

令和4年3月末時点で、市営住宅は619戸に対し506戸の入居があり、特定公共賃貸住宅は58戸に対し26戸が入居している。

令和3年度における市営住宅使用料は調定額196,274,861円に対し収入済額は145,005,400円で収入未済額は51,269,461円である。この収入済額のうち現年分が142,384,100円、滞納繰越分が2,621,300円である。特定公共賃貸住宅使用料については、調定額20,395,800円に対し、収入済額20,395,800円で、未納はなかった。

住宅使用料は、条例に定める家賃を入居者の収入により算定し、毎月口座振替又は納入通知書により徴収している。月の途中の入退去者については日割り計算を行い、納入通知書を送付している。

収納については、基幹系システム及び財務会計システムの照合のほか調定簿により管理をしている。

関係簿冊を確認したところ、概ね適正に管理されていた。

イ 都市計画管内図売捌収入について

都市計画管内図売捌収入は、課備付けの端末から出力した都市計画規制情報図等の売捌き収入である。1か月分の収入を翌月初めに集計、調定のうえ、翌月初めに収納している。なお、1件あたりの売捌き収入は少額で、かつ1か月の件数も少ないため、常時つり銭は保管していない。

令和3年度の当該収入は351件で85,700円である。

当該収入に係る領収書及び保管場所の状況を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

●支出事務について

ア 市営住宅第3みたから団地給水ポンプユニット取替工事請負費について

この工事は、老朽化により動作不良となった市営住宅第3みたから団地の給水ポ

ンユニットの取り換えを行うもので、7社による指名競争入札により業者を選定し、委託料は653,400円である。業務は令和3年8月16日に完了し、同日に検査を行っている。

関係簿冊を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

イ 市営住宅消防設備等点検業務委託について

この業務は、年2回の市営住宅に設置の消防設備等の機器点検及び、年1回の総合点検を行う業務委託である。令和3年5月13日、令和3年5月14日に指名競争入札を行ったが予定価格超過のため不調となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の理由により、最低価格の事業者と580,800円で令和3年7月8日に随意契約を行っている。業務は令和4年3月18日に完了し、同日に検査を行っている。

関係簿冊を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

(4) 都市整備部 下水道課

●収入事務について

ア 公共下水道受益者負担金について

この負担金は洲本市公共下水道事業受益者負担金条例第5条の定めにより、下水道工事が完了し、汚水の処理が可能となる区域を対象とし、区域内の土地所有者に対し土地の面積1㎡あたり400円を賦課している。対象地区の土地所有者からの受益者申告書を基に賦課決定を行う。負担金の徴収は4期に分割して行うが、最初の納期内に一括して納付した場合は、受益者負担金額の100分の4を乗じた額を一括納付報奨金として受益者に交付している。

令和3年度の受益者負担金は45件で調定額は16,353,810円に対し、収入済額が15,234,470円、未納は3件1,119,340円である。

また、徴収猶予は3件7筆で、受益地の地目が田やため池等によるものである。関係簿冊を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

イ 徴収金に係る釣銭の保管状況について

下水道課では徴収金に係る釣銭を保管しているため現場確認を行ったところ、その保管場所の状況、金種及び領収書について適正に管理されていることを確認した。

●支出事務について

ア 公共下水道接続促進助成金について

この助成金は、洲本市公共下水道接続促進助成金交付要綱の定めにより、公共下水道への接続が可能となってから2年以内の下水道接続者に対して助成金を交付するもので、助成額は排水設備工事に要した費用の範囲内で上限は10万円である。また、合併浄化槽設置補助金の交付を受けていない場合は、先述の期間にかかわらず10万円を交付している。令和3年度の助成金交付者は10名で関係簿冊を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

イ 桑間地区雨水整備実施設計業務委託について

この業務は、桑間地区における雨水整備の実施設計業務委託である。

令和2年7月22日に22社による指名競争入札により受託者を選定し、契約金額は15,840,000円であった。令和3年3月17日に河川協議及び地元協議に不測の日数を要したこと及び現場精査によるボーリング調査の延長数量等の変更を行ったことにより、履行期間を令和3年6月30日に、契約額を17,554,900円に変更、令和3年6月23日に河川協議及び地元協議に不測の日数を要したことにより、履行期間を令和3年9月30日に変更、令和3年9月17日に河川管理者との協議の結果、機械及び電気工事の詳細設計業務を削除したため契約額を15,830,100円に、合計で3回の契約変更を行っている。令和3年9月30日に業務が完了し、令和3年10月7日に検査を行っている。

当業務について、契約関係書類及び実績確認書類等を確認したところ、概ね適正に処理されていた。

ウ 公共下水道ハザードマップ作成業務委託について

この業務は、公共下水道計画区域を対象として浸水シミュレーションにより浸水想定区域図を作成し、それをもとに公共下水道内水ハザードマップを作成する業務である。

令和3年12月2日に22社による、指名競争入札により受託者を決定し、同年12月8日に10,373,000円で契約している。

令和4年3月15日に、設計条件の詳細な確認による外水位の設定変更が生じたため履行期間を令和4年6月30日までに変更、令和4年6月16日に解析モデルの作成に係る地形モデルの作成及び地形データの追加が必要となったため、契約金額を12,615,900円に変更している。令和4年6月30日に完了し、同日に検査を行っている。

関係簿冊を確認したところ、概ね適正に処理されていたが、変更契約時に人事異動による検査員の変更があったが執行伺いに記載されていないので、留意されたい。

8. まとめ

今回監査を実施した事務事業について、概ね適正に処理されていたが、一部さらなる事務の効率化のために、検討を要する事項が認められた。

今回監査対象とした収入事務の中には、前任者からの引継により行っているもので、滞納開始時から時間経過により内容の詳細が確認できない部分が見受けられた。このままでは今後も同様の処理を繰り返す恐れがあるため、債権管理台帳及び管理手順を整備し、同様の事務を行う部課での共有化を図り、適正で効率的な債権管理に取り組みたい。